

## ■ ひとり親家庭等医療費助成制度

児童扶養手当と同じ支給要件に該当する人に、医療費（保険診療）の一部助成を行っています。

▶**対象**：健康保険に加入しているひとり親家庭等の父または母および養育者と18歳年度末までの児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）

▶**助成内容**：入院・通院の保険診療の一部負担金（2割・3割）を助成。※加入している健康保険組合等から支給される高額医療費、附加給付金を除いた額が助成対象となります。

☎ 子育て支援課児童福祉担当 ☎ 245



## ■ ひとり親家庭等就業支援相談

ひとり親家庭等の父または母の就職活動をお手伝いします。  
※仕事や求職活動をしていない人で、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出」が必要な人は、ぜひご利用ください。

埼玉県西部福祉事務所 就労支援専門員による相談	ハローワーク所沢就職支援 ナビゲーターによる相談
<b>8/7(水)</b> 場所：役場住民相談室①	<b>8/5(月) 22(木)</b> 場所：役場住民相談室①

▶**時間**：10:00～16:00（1人45分程度）  
▶**申込み**：下記に電話で申し込み。※事前予約制。

☎ 子育て支援課児童福祉担当 ☎ 245

## ■ 給付金・貸付制度

(1)～(5)の給付・貸付は支給条件を満たしている人が対象です。事前に埼玉県西部福祉事務所へ問い合わせください。

☎ 西部福祉事務所 283-6780  
月～金曜日（祝日除く）9:00～17:00

### (1) 高等職業訓練促進給付金

①資格取得のために6か月以上養成機関等で修業する場合、月額7万500円（非課税世帯は10万円）を支給します。※最後の12か月は4万円増額。

②養成機関終了後、2万5000円（非課税世帯は5万円）支給。

【対象となる資格】

看護師（准看護師）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・6か月以上の訓練を必要とする民間資格など

### (2) 自立支援教育訓練給付金

指定教育講座の受講修了者に、経費の60%相当額（上限20万円）を支給します。※雇用保険制度の一般教育訓練給付の支給を受けた場合は、その差額を支給。

## ■ 母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の人の経済的自立を支援する就業相談や養育費に関する相談を行っています。希望者には女性弁護士による法律相談（予約制）も行っていきます。※利用無料

☎ 母子・父子福祉センター ☎ 283-7991

【受付時間】月～金曜日（祝日除く）9:00～17:00

## ■ ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター利用料助成

ひとり親家庭の父または母および養育者を対象に、両センターの利用料金の半額を助成します。（月1万5000円が上限）

【利用例】

保育所・幼稚園・習い事の送迎、軽度の病気・病後の預かり等  
※利用するには、事前に利用登録が必要です。

☎ 子育て支援課児童福祉担当 ☎ 245

三芳町ファミリー・サポート・センター ☎ 258-0075

## ■ ひとり親家庭相談会

ひとり親の自立をお手伝いする専門支援員がお話を伺います。  
※お子さんの高校・大学・専門学校などの進学費用の無利子貸付、資格を取得して自立、養育費や当面の生活費で困っているなど。

【母子・父子自立支援員（埼玉県西部福祉事務所）による相談】

▶**日程**：8/6(火)  
▶**時間**：10:00～16:00（1人45分程度）  
▶**場所**：役場住民相談室①  
▶**申込み**：下記に電話で申し込み。※事前予約制。

☎ 子育て支援課児童福祉担当 ☎ 245

☎ 埼玉県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6780

### (3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

高等職業訓練促進給付金を受給している人に、入学準備金（50万円以内）や就職準備金（20万円以内）の貸付けを行います。資格取得日から1年以内に、その資格を活かして埼玉県内で就職し5年間従事した場合、貸付金の返済義務が免除されます。  
※埼玉県社会福祉協議会ホームページを参照。

### (4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

①高等学校卒業程度認定試験の対象講座を修了した場合、受講経費の40%（上限10万円）を支給します。  
②①の給付を受けた人が受講修了日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、受講経費の20%（①と合計して上限15万円）を支給します。

### (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

経済的自立や扶養している子どものために、必要な資金を貸し付けする制度です。※希望する人は事前相談してください。

【貸付内容】

就学支度、修学、修業、就職支度、技能習得、医療介護、生活、住宅、転宅、事業開始・継続、結婚（子）

必要な人に必要な支援を。さまざまな制度をご利用ください。

# ひとり親家庭 支援 などへの



## ■ 児童扶養手当

☎ 子育て支援課児童福祉担当 内線 245

父母の離婚などが理由で、ひとり親である家庭の生活の安定と自立、子どもの福祉の増進を目的として支給される手当です。

### ● 手当額（月額）

	全部支給	一部支給（所得に応じる）
子ども1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人目の加算	10,750円	10,740円～5,380円
3人目以降の加算	6,450円 ※11月分以降は2人目加算額と同じ	6,440円～3,230円 ※11月分以降は2人目加算額と同じ

※障害基礎年金等を受給している人は、障害年金の子の加算額との差額を支給します。

### ● 所得制限額

扶養親族等	本人		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円(69万円)	192万円(208万円)	236万円
1人	87万円(107万円)	230万円(246万円)	274万円
2人	125万円(145万円)	268万円(284万円)	312万円
3人	163万円(183万円)	306万円(322万円)	350万円
4人	201万円(221万円)	344万円(360万円)	388万円

※括弧内の色文字は令和6年11月以降の金額になります。

※養育費の8割は所得に加算されます。

※一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

● **対象者**  
次のいずれかに該当する子どもを育てている親または養育者で一定の要件に該当する場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が死亡した子ども
- ・父または母に一定の障がいがある子ども
- ・父または母の生死が明らかでない子ども
- ・父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・母が婚姻によらないで懐胎した子ども

※子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象（一定の障がいがある場合は20歳未満）

● **対象外**  
・申請者や子どもが日本国内に住所を有しない  
・子どもが児童福祉施設などに入所している

## 児童扶養手当現況届提出期間

児童扶養手当受給者は、受給資格を確認するため提出期間内に現況届を提出してください。

児童扶養手当受給者は、前年の所得等の状況と8月1日現在での受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知しています。

※現況届を提出しないまま2年が経過すると、時効により受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。（特に、現在所得オーバーにより支給停止の人は、その後所得が下がって受給できる場合がありますのでご注意ください。）

**提出期間** **8/1(木)～30(金)**

（土日祝日を除く）8:30～17:15まで

※ 8/3(土)は 8:30～正午まで

※ 8/19(月)は 8:30～19:00まで

忘れずに  
提出!